

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針 の整備に関する意見募集の結果について

平成22年12月17日

1. 意見公募の概要

- ・ 公募期間：平成22年7月9日～平成22年8月7日
- ・ 提出いただいた方の人数：15名
- ・ 提出された意見の数：延べ17件

2. 提出された意見の分類

【指針案に関する意見】

- ① 指針案に肯定の意志を明示している意見 1名、1件
 - ・ 指針案を支持する。
- ② 指針案の各論に関する意見 1名、1件
 - ・ 提供を受けることのできる非凍結卵子の条件に関して、条件を無くすべき。
- ③ ヒト受精胚の作成に反対の意見 13名、15件
 - ・ 受精後14日以内／以後にかかわらず、ヒト胚は受精した瞬間からヒトであるため、研究目的で作成することは認められない。
 - ・ カトリックでは、ヒト胚は受精の瞬間から人間の尊厳をもつ。
 - ・ ヒト胚作成という自然界にはありえないことを人為的にやることに抵抗を感じる。

届いた意見に対する回答（案）

意見	回答（案）
<p>① 本指針案に肯定の意志を明示している意見</p>	
<p>「特定胚」の扱いについて、以下の二つの極端な立場から意見が表されています。ひとつは、宗教を前提にする倫理の立場から胚の操作を一切認めない意見です。もう一つは、宗教を前提にしない倫理の立場からどんな操作でも無条件に認める意見です。私はその両極端を避けている案を支持し、以上より、この指針案に賛成します。</p>	
<p>② 指針の各論に関する意見</p>	
<p>・指針案第2の2についてですが、同(2)②ロの要件をなくすか、同2の要件すべてをなくしてしまうかどちらかにはっきりさせたほうが良いと思います。</p> <p>インフォームド・コンセントがしっかり取得できるような場合は、常に提供者の自発的な申し出があったと評価できると思われ、非凍結の卵子については他の要件はまったく意味がないと思われまます。</p> <p>ロの要件をなくし無償ボランティアによる提供を否定するか、そうでなければ、2の要件をすべてなくしインフォームド・コンセントによる規制にゆだねるかどちらかにすべきだと思います。</p>	<p>「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」（平成16年7月23日 総合科学技術会議）（以下「総合科学技術会議意見」という。）においては、ヒト受精胚を作成し、これを利用する研究で使用する未受精卵の入手については、個々の研究において必要最小限の範囲に限定し、みだりに未受精卵を採取することを防止しなければならないとしています。</p> <p>これに基づき、「生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用の作成・利用の在り方について」（平成21年4月15日 文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会/厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会）（以下「ヒト受精胚の作成・利用の在り方」という。）においては、卵子の提供を受ける際の条件として、「・自由意思によるインフォームド・コンセントの徹底」に加えて、「肉体的侵襲や精神的負担の最小化」を定めています。</p> <p>このことから、卵子の提供を受ける際には、インフォームド・コンセントに加えて、本指針案第2章の第1を遵守することが必要であると考えています。</p> <p>なお、第1の2の（2）のロに規定に関しては、総合科学技術会議意見において、「生殖補助医療目的で採取された未受精卵の一部利用」は卵子の入手が可能となり得る場合の1つとして示されています。そして、ヒト受精胚の作成・利用の在り方において、この場合であって、本来の治療（生殖補助医療）成績に与える影響等に関してインフォーム</p>

	ド・コンセントの際に説明することや提供者本人から自発的な申し出がある場合等の要件を満たす場合に容認することとしており、当該規定は必要であると考えています。
③ ヒト受精胚の作成に反対の意見	
<p>○人の受精胚は、受精のときから一個の人格として取り扱うべきものであり、研究目的で人の受精胚を作成することは非道徳的。</p> <p>○受精後14日目以前のヒト胚も科学的には疑いなく人である以上、世界人権宣言に言う「人類家族の一員」として、平等に尊厳と人権が認められなければならない。</p> <p>○カトリックでは、ヒト胚は受精の瞬間から人間の尊厳をもつ。</p> <p>○人は受精した瞬間から人であるということは、現代の科学的、遺伝学上から明らかな事実であると認識。</p> <p>○ヒト胚作成という自然界にはありえないことを人為的にやることに抵抗を感じます。</p>	<p>本指針案は、平成16年7月に総合科学技術会議が取りまとめた総合科学技術会議意見に基づき、研究を実施する際の具体的な手続き等を定めたものです。</p> <p>このため、総合科学技術会議意見における、研究材料としてヒト受精胚を作成することは原則禁止しつつも、その例外として、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は科学的合理性、社会的妥当性の観点から容認し得るとした考え方とその場合においても取扱期間を限定する必要があるとしています。</p> <p>なお、今後、社会的環境や研究を取り巻く状況が大きく変化し、総合科学技術会議意見が見直された場合は、指針についても適宜見直しを検討することとしております。</p>